



平成 25 年 6 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 荏原製作所
代表者名 代表取締役社長 前田 東一
(コード番号 6361 東証第 1 部 札証)
問合せ先 広報室長 鈴木 俊昭
(電話 03-3743-6111)

米国における訴訟の提起に関するお知らせ

当社及び当社の米国子会社である Ebara Technologies Inc. (以下「ETI」)、シンガポール子会社である Ebara Engineering Singapore Pte. Ltd.、台湾子会社である台湾荏原精密股份有限公司、ドイツ子会社である Ebara Precision Machinery Europe GmbH は、米国デラウェア州連邦地方裁判所 (United States District Court for the District of Delaware) に対し平成 25 年 5 月 24 日 (現地時間) 付で訴状 (以下「本件訴状」) が提出された事実を確認し、ETI は平成 25 年 6 月 10 日 (現地時間) 本件訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

原告は、当社精密・電子事業の一部の製品が、原告が保有する米国特許を侵害しており、当社を含む被告らが顧客に当社製品を使わせることにより侵害行為を誘引した旨の主張を訴状に記載しております。

2. 訴訟を提起した者の概要

- (1) 名 称: Semcon Tech, LLC
- (2) 法人設立地: 米国デラウェア州

3. 訴訟の内容

原告は、本件訴状において、被告らに対して侵害があることの確認及び損害賠償を請求しております。訴状には、請求金額の記載はありません。

4. 今後の見通し

当社グループは、かかる特許権侵害の事実はないと考えており、訴状の内容を精査した上で適切に対処していく所存です。

現時点では本訴訟が当社の今後の業績に与える影響を見通すことは困難であり、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

以 上